

## 【 検査 】

### 145 内耳機能検査の算定について

《令和6年4月30日》

#### ○ 取扱い

- ① 次の傷病名に対するD244 自覚的聴力検査「5」内耳機能検査(種目数にかかわらず一連につき)の算定は、原則として認められる。
  - (1) 難聴
  - (2) 突発性難聴
  - (3) メニエール病
- ② 次の傷病名に対するD244 自覚的聴力検査「5」内耳機能検査(種目数にかかわらず一連につき)の算定は、原則として認められない。
  - (1) 中耳炎
  - (2) 耳管狭窄症
  - (3) 顔面神経麻痺

#### ○ 取扱いを作成した根拠等

内耳機能検査は、厚生労働省通知<sup>※</sup>に「レクルートメント検査(ABLB法)、音の強さ及び周波数の弁別域検査、SISIテスト等の内耳障害の鑑別に係る全ての検査の費用を含むもの」と示されている。

本検査は、他の聴覚検査により難聴と診断された後、内耳性難聴の診断を目的として実施するものであり、内耳以外の部位に発症する傷病名に対する算定は、適切ではない。

以上のことから、D244 自覚的聴力検査「5」内耳機能検査について、上記①の傷病名に対する算定は、原則として認められるが、上記②の傷病名に対する算定は、原則として認められないと判断した。

(※) 診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について